

「衛生管理者等の職場巡視」研修会

無料

研修の狙い

労働安全衛生規則第 11 条

衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。(第 2 項省略)

衛生管理者が行うべき職務は広範囲に及びますが、規則に具体的に明記されているものは上記の職場巡視になります。本研修は、衛生管理者にとって、重要な職務である職場巡視のコツを学ぶ目的で企画しました。様々な業種の現場写真を見ながら、グループ討議し合い、安全衛生上の問題点を抽出するとともに、リスクアセスメントへと展開する手法を学びます。

現場写真には一部、有害業務も含まれますが、安全面も含めて、広い視野で検討を進めるようになりますので、有害業務を行っていない事業所に所属する衛生管理者でも十分対応可能です。

また、業種や経験年数に配慮したグループ編成としますので、経験の浅い衛生管理者にとってもベテランのスキルに触れる貴重な機会になると思います。

1. 研修会 開催日時及び会場

令和 8 年 2 月 17 日 (火) 13:30~16:30	山形ビッグウイング 4F 研修室 【山形市平久保 100】	・山形産業保健総合支援センター 産業保健相談員(労働衛生工学) ・労働衛生コンサルタント 河合 直樹 氏 齋藤 誠 氏
------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------

2. 対象者及び定員等

定員は先着 20 名です。対象は衛生管理者、衛生管理担当者等です。

3. 研修内容等

衛生管理者の職場巡視の仕方

4. 受講申込

令和 8 年 2 月 10 日 (火) まで当センターホームページ、「研修のご案内」よりお申込み下さい。([URL:https://www.yamagatas.johas.go.jp/](https://www.yamagatas.johas.go.jp/))

受付完了後、受講票をメールにて送信いたします。開催日 3 日前でも届かない場合やご不明な点がありましたら、お手数ですが当センターまでご連絡ください。

なお、受講申込み締め切り日前でも、定員に達した場合は受付をお断りする場合がありますのでご了承願います。

〈主催〉 山形産業保健総合支援センター

● お申込み先・お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構 山形産業保健総合支援センター

〒990-0047 山形市旅籠町 3-1-4 食糧会館 4 階

電話:023-624-5188 FAX:023-624-5250

E-Mail:sanpo06-kenkou@yamagatas.johas.go.jp

URL : <https://www.yamagatas.johas.go.jp/>

● 産業保健に関する窓口相談、実地相談も行っておりますので、ぜひご利用ください。

